様式３

□育児休業等掛金等免除申出書

# □育児休業等掛金等免除変更申出書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 組合員 | 氏 名 |  | | 組合員証記号番号 | | 公立神奈川 | | |
| 生年月日 | 年 　 月 　日 | |
| 所属所名 | |  | | | | 所属所コード |  | |
| 育児休業中の掛金等免除申出日 | | | | | 年 　　月 　日 | | | |
| 育児休業等の期間に係る掛金等免除の申出 | | | 育児休業等の期間 | 初 日 | 年 　　 月 　日 | | | |
| 終了日 | 年　　　月　　日 | | | |
| 育児休業に係る子の生年月日 | | | | | 年 　　 月　 日 | | | |
| 育児休業等の日数（育児休業等の期間の初日と終了日が同月の場合のみ記入） | | | | | | | | 日 |
| 根拠法令 | 地方公務員の育児休業等に関する法律育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | | | | | | | |
| 地方公務員等共済組合法第114条の２の規定により，育児休業期間等に係る掛金等の免除を  申し出ます。    公立学校共済組合神奈川支部長 様    　　年 　　月 　　日    申出者 　　 住所  氏名  　　　　　　　(署名) | | | | | | | | |

添付書類：育児休業の取得を証明する書類を添付してください。(育児休業辞令の写し等)

免除期間：育児休業等を開始した日の属する月と育児休業等が終了する日の翌日が属する月が異なる場合

育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月ま

での期間の掛金が免除されます。

※期末手当等の掛金については、期末手当等支給月の末日を含んだ連続した１カ月を**超える**

育児休業等を取得した場合に限り、免除されます。

育児休業等を開始した日と育児休業等が終了する日の翌日が同月の場合

14日以上(土日等の休日も含む)の育児休業等を取得した場合、当該月の掛金が免除されます。

提出先　：〒231-8309　横浜市中区日本大通５－１

　　　　　　公立学校共済組合神奈川支部　共済経理グループ

様式３

✓育児休業等掛金等免除申出書

# □育児休業等掛金等免除変更申出書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 組合員 | 氏 名 | 神奈川　花子 | | 組合員証記号番号 | | 公立神奈川  〇〇〇〇〇〇 | | |
| 生年月日 | 〇〇年 　 〇月 〇日 | |
| 所属所名 | | ××市立××小学校 | | | | 所属所コード | 〇〇〇〇  育児休業等の初日を記入してください。 | |
| 育児休業中の掛金等免除申出日 | | | | | 〇〇 年 　〇月 〇日 | | | |
| 育児休業等の期間に係る掛金等免除の申出 | | | 育児休業等の期間 | 初 日 | 〇〇 年 　 〇月 〇日 | | | |
| 終了日 | 〇〇 年　　〇月　〇日 | | | |
| 育児休業に係る子の生年月日 | | | | | 〇〇年 　 〇月　〇日 | | | |
| 育児休業等の日数（育児休業等の期間の初日と終了日が同月の場合のみ記入） | | | | | | | | 〇〇　日 |
| 根拠法令 | 地方公務員の育児休業等に関する法律育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | | | | | | | |
| 地方公務員等共済組合法第114条の２の規定により，育児休業期間等に係る掛金等の免除を  申し出ます。    公立学校共済組合神奈川支部長 様    〇〇年 　〇月 　〇日    　　　　　　　 申出者 　　 住所　　××市　〇〇-△△  　　　　　 　　　　氏名　　神奈川　花子  　　　　　　(署名) | | | | | | | | |

添付書類：育児休業の取得を証明する書類を添付してください。（育児休業辞令の写し等）

免除期間：育児休業等を開始した日の属する月と育児休業等が終了する日の翌日が属する月が異なる場合

育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月ま

での期間の掛金が免除されます。

※期末手当等の掛金については、期末手当等支給月の末日を含んだ連続した１カ月を**超える**

育児休業等を取得した場合に限り、免除されます。

育児休業等を開始した日と育児休業等が終了する日の翌日が同月の場合

14日以上(土日等の休日も含む)の育児休業等を取得した場合、当該月の掛金が免除されます。

提出先　：〒231-8309　横浜市中区日本大通５－１

　　　　　　公立学校共済組合神奈川支部　共済経理グループ